令和８年７月臨時会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

令和８年　　７月15日　　開会
令和８年　　７月15日　　閉会

横 芝 光 町 議 会

令和８年７月横芝光町議会臨時会会議録目次

第　１　号　（７月１５日）

議事日程……1

本日の会議に付した事件……1

出席議員……1

欠席議員……1

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……1

職務のため出席した者の職氏名……2

開会の宣告……3

開議の宣告……3

会議録署名議員の指名……3

会期決定の件……3

諸般の報告……3

議案第１号、報告第１号の上程、説明……4

議案第１号審議（質疑・討論・採決）……6

閉会の宣告……8

署名議員……9

7　　月　　臨　　時　　会

（第　1　号）

令和８年７月横芝光町議会臨時会

議　事　日　程（第１号）

令和８年７月１５日（水曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　議案第１号、報告第１号について（町長提案理由説明）

日程第　５　議案第１号審議（質疑・討論・採決）

北清水排水機場電気設備更新工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番	森　　大地　君	２番	内田美穂　君
３番	霞　　浩子　君	４番	市原成一　君
５番	印東彦治　君	６番	小倉弘業　君
７番	森川貴恵　君	８番	秋鹿幹夫　君
９番	宮薗博香　君	１０番	山﨑義貞　君
１２番	鈴木輝男　君	１３番	川島　　仁　君
１４番	川島富士子　君	１５番	鈴木克征　君
１６番	鈴木唯夫　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	佐藤晴彦　君	副町長	平山貴之　君

総務課長	郡司　勇君	財政課長	野村浩光君
産業課長	平野和美君	教育長	小川重之君

職務のため出席した者の職氏名

局長	加瀬淳一	書記	椎名悦子

◎開会の宣告

○議長（小倉弘業君）　おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は15名全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより令和８年７月横芝光町議会臨時会を開会します。

なお、今臨時会中、議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前　９時５９分）

◎開議の宣告

○議長（小倉弘業君）　本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小倉弘業君）　ただいまより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

９番　宮　薗　博　香　議員

７番　森　川　貴　恵　議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（小倉弘業君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日１日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君）　ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（小倉弘業君）　日程第３、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第１号、報告第１号の上程、説明

○議長（小倉弘業君）　日程第４、議案第１号、報告第１号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　おはようございます。

本日ここに、令和８年７月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用の折にもかかわらずご参集をいただき、誠にありがとうございます。また、平素より町の各種事業の推進にあたり、格別なるご高配とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由について、ご説明申し上げます。

お手元の令和８年７月横芝光町議会臨時会提案理由説明書をご覧ください。

議案第１号　北清水排水機場電気設備更新工事請負契約の締結についてでありますが、本案は、北清水排水機場電気設備更新工事に係る契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

続いて、報告第１号　専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）でありますが、本件は、令和４年11月23日から同年11月24日にかけて、横芝光町尾垂地先で発生した大布川樋門の開閉不良を原因とする大布川の溢水により周辺に生じた浸水被害に対して、千葉県と連携して負う損害賠償責任に関し、相手方に町損害賠償額33万3,899円を支払うことにより示談することについて、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告するものでございます。

以上、提案いたしました案件について、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げま

す。

〔町長　佐藤晴彦君降壇〕

○議長（小倉弘業君）　次に、担当課長の説明を求めます。

議案第１号について、産業課長。

〔産業課長　平野和美君登壇〕

○産業課長（平野和美君）　議案第１号　北清水排水機場電気設備更新工事請負契約の締結についての補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、ピンク色の表紙、議案つづり３ページをお願いいたします。

契約の目的は北清水排水機場電気設備更新工事で、契約の方法は一般競争入札で、入札参加資格に一定の要件を付した制限付一般競争入札を去る６月４日、予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で電子入札により執行し、１者からの応札がございました。

この結果、菱木商会株式会社が税抜きの予定価格9,650万円に対しまして入札金額8,878万円で落札候補者となり、６月15日開催の横芝光町建設工事等入札参加業者選定審査委員会におきまして資格審査を行い、落札者に決定したことから、入札金額に消費税を加えた9,765万8,000円を契約金額とし、契約の相手方を千葉県山武市蓮沼イの1168番地、菱木商会株式会社代表取締役、菱木清とし、請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この工事の要旨でございますが、電気設備更新一式で、高圧盤３面、低圧盤４面、柱上気中開閉器１台を更新するものでございます。

以上、議案第１号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔産業課長　平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君）　報告第１号について、産業課長。

〔産業課長　平野和美君登壇〕

○産業課長（平野和美君）　報告第１号　専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）の補足説明をさせていただきます。

ピンク色の表紙、議案つづり４ページをご覧ください。

町長から提案理由説明がありましたとおり、大布川樋門に係る浸水被害に対する和解と損害賠償額決定について、地方自治法第180条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告するものであります。

５ページは専決処分書でありまして、示談日でありますが、令和８年６月15日付で専決処分したものでございます。

６ページをお願いします。

和解及び損害賠償額の決定についてにより説明させていただきます。

和解及び損害賠償の相手方は、東京都大田区在住の２名であります。

和解の要旨につきましては、令和４年11月23日から24日にかけて発生した大布川の浸水被害について、千葉県と連帯して町はその損害の賠償をするものであります。

損害賠償額につきましては総額66万7,798円であり、町が負担する損害賠償額は33万3,899円として和解し、示談しております。

賠償内容は、土留め、ブロック塀、アンテナ修繕、ペット墓石の時価相当額になっております。

以上、報告第１号の補足説明とさせていただきます。

〔産業課長　平野和美君降壇〕

○議長（小倉弘業君）　報告第１号　専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）については、ただいま説明のとおりですのでご了承願います。

以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

◎議案第１号審議（質疑・討論・採決）

○議長（小倉弘業君）　これより議案審議を行います。

日程第５、議案第１号　北清水排水機場電気設備更新工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山﨑義貞議員。

○１０番（山﨑義貞君）　電気工事の設備に関しては報告があったので分かったんですが、本体の工事とか、ここのところというのは今後どのような修繕の予定になっているのか、取替えも含めてちょっとお聞きしたいんですが。なぜかというと、電気工事のこの工事だけでも大金がかかっているわけで、新たな修繕が見込まれたときに、また新たな電気工事というものが起きてしまうのかどうなのかというようなところをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（小倉弘業君）　産業課長。

○産業課長（平野和美君）　山﨑義貞議員の質問に回答させていただきます。

北清水排水機場につきましては、今回の電気設備の更新工事で主要な部分については工事が完了するものと考えております。ただ、施設の整備から長年たっておりまして、老朽化している部分もほかにもございまして、今後ポンプの更新工事だとか、そういったものも考えております。こちらにつきましては、施設の補修、点検等をしている業者等とも確認しながら、計画的に維持管理、補修等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君）　山﨑義貞議員。

○１０番（山﨑義貞君）　分かりました。そうしますと、今回のこの電気工事することによって、交換のときには、今の修繕の工事がそのまま修理しなくてもいいと、これを使えるというようなことでよろしいんですかね。電気に関しては新たな修繕、特別なのが必要ないというようなことでよろしいんでしょうかね。

○議長（小倉弘業君）　産業課長。

○産業課長（平野和美君）　施設の稼働に対する重要な部分の高圧の盤等を改修しますので、こちらについては今後しばらくの間は問題なく稼働できると考えております。

以上です。

○議長（小倉弘業君）　鈴木克征議員。

○１５番（鈴木克征君）　すみません、ちょっと参考のためにお聞きしたいんですけれども、これ金額がかなりの金額なんですけれども、補助金とか財源のほうはどんな予定になっているんでしょうか。

○議長（小倉弘業君）　産業課長。

○産業課長（平野和美君）　鈴木克征議員のご質問にお答えします。

この事業の財源につきましては、国の補助金が50％、県の補助金が14％となっております。町負担の36％のうち、起債等を活用する予定となっております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小倉弘業君）　ご異議ないものと認め、これより議案第１号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小倉弘業君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（小倉弘業君）　以上で本臨時会に付議された案件の全てを議了しました。

本日の会議を閉じます。

令和８年７月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前１０時１６分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

横芝光町議会　議　　長　　小　倉　弘　業

議　　員　　宮　薗　博　香

議　　員　　森　川　貴　恵